

兵庫県公報

平成29年3月6日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ ひょうご安全の日を定める条例の一部を改正する条例（防災企画課）	1
○ 緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（林務課）	3
○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（警察本部生活安全企画課）	3

公布された法令のあらまし

●ひょうご安全の日を定める条例の一部を改正する条例（条例第1号）

阪神・淡路大震災、東日本大震災等の経験や教訓を踏まえ、防災減災の取組を一層推進するため、県、市町、自主防災組織等が取り組む活動内容の具体化を図る等所要の整備を行うこととした。

●緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例（条例第2号）

国の介護職員処遇改善等臨時特例交付金等を活用して行う事業が終了したことに伴い、これらの事業の資金に充てるため設置した介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金及び高等学校授業料減免等事業基金を廃止することとし、所要の整備を行うこととした。

●森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第3号）

森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援を行う事業（以下「支援事業」という。）の資金に充てるため、国からの交付金を原資として、平成28年度末までの期限付きで設置している森林整備地域活動支援事業基金について、近年、適時適切な森林の施業が、森林所有者等の高齢化等により十分に行われていない等の事態を踏まえ、支援事業に係る国の実施要領が改正され、平成29年度以降も支援事業の実施のために活用することができるものとされたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

条 例

ひょうご安全の日を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第1号

ひょうご安全の日を定める条例の一部を改正する条例

ひょうご安全の日を定める条例（平成17年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

ひょうご防災減災推進条例

前文中「畏敬の念や」を「畏敬の念、」に、「助け合いや」を「助け合い、」に、「10年間に」を「結果」に、「見守る活動や」を「見守る活動、」に、「社会活動など」を「社会活動等」に、「芽生えつつ」を「広がりつつ」に改め、「このことを踏まえて、」を削り、「忘れることなく、」の右に「あわせてこれを知らない県民には正しく伝え、この経験と教訓を活かして、これからの災害に備えることが私たちの責務であることを強く自覚する。これは、東日本大震災、熊本地震等においても改めて認識された。」を、「今後」の右に「、防災減災の取組を一層推進することにより」を加え、「推進するとともに、国内外で発生する災害による被害の軽減にも貢献していく」を「進める」に改める。

第2条第1項中「毎年、防災に関する県民の主体的な活動、耐震など防災を促進する事業、防災に関する研究等を支援する事業、創造的復興の成果を発信する事業、阪神・淡路大震災の経験を継承する事業その他のひょうご安全の日の趣旨にふさわしい」を「防災減災の取組を推進するため、次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 県民等（県民、民間団体及び事業者をいう。以下同じ。）が行う耐震等防災減災のための活動を促進する事業
- (2) 防災減災に関する研究等を支援する事業
- (3) 創造的復興の成果を発信、阪神・淡路大震災の経験の継承等ひょうご安全の日の趣旨にふさわしい事業
- (4) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (5) 市町が行う防災減災の取組を促進する事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

第2条第2項中「県民、民間団体、事業者及び関係行政機関」を「関係行政機関及び県民等」に、「ひょうご安全の日に関する」を「前項の」に、「講ずる」を「行う」に改める。

第3条の見出し中「県民」を「県民等」に改め、同条中「民間団体、事業者等」を「及び民間団体」に、「その他の」を「災害時のボランティア活動、」に改め、「ふさわしい活動」の右に「その他の防災減災のための活動」を加え、同条を第6条とする。

第2条の次に次の3条を加える。

（市町の取組）

第3条 市町は、防災減災の取組を推進するため、次に掲げる事業に取り組むものとする。

- (1) 災害対策基本法（以下「法」という。）第49条の7第1項に規定する指定避難所の指定及び整備等を行う事業
- (2) 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者（以下「避難行動要支援者」という。）その他の特に配慮を要する者を支援する事業
- (3) 地域で災害に対処するための能力である地域防災力の向上に資する事業
- (4) 防災減災の取組を推進する体制を整備する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防災減災の取組を推進するために必要な事業

2 市町は、県及び防災関係機関と連携して県民等の自発的な防災減災のための活動を促進するものとする。

3 市町は、災害の発生に備え、自主防災組織等（法第2条の2第2号に規定する自主防災組織、自治会等の民間団体をいう。以下同じ。）に対し避難行動要支援者の法第49条の11第1項に規定する名簿情報を提供するため、同条第2項ただし書に規定する特別の定めを設ける条例を制定する等法制上の措置その他の必要な措置を行うものとする。

（事業者の取組）

第4条 事業者は、災害時においてもその事業を継続し、又は早期に再開するための必要な措置を定めた計画の策定及び当該計画を実施するための体制の整備に取り組むものとする。

2 事業者は、地域における災害への備えに関する活動、災害時の従業員のボランティア活動を促進する取組その他の防災減災のための活動に取り組むものとする。

3 事業者は、災害復旧等に必要物資又は役務の円滑かつ迅速な提供を行うための協定を県及び市町と締結する等県及び市町が実施する防災減災のための事業に協力するものとする。

（自主防災組織等の取組）

第5条 自主防災組織等は、法第42条第3項に規定する地区防災計画の提案及び当該計画に基づく防災減災のための活動に取り組むものとする。

2 自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定及び当該計画に基づく防災訓練等に取り組むものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月6日

兵庫県知事 井戸敏三

**緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例の一部を改正する条例**

緊急雇用就業機会創出等事業基金等設置条例（平成21年兵庫県条例第2号）の一部を次のように改正する。  
別表介護職員処遇改善・介護基盤整備等支援基金の項及び高等学校授業料減免等事業基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第3号**

**森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例**

森林整備地域活動支援事業基金条例（平成14年兵庫県条例第22号）の一部を次のように改正する。  
附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第4号**

**公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例**

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年兵庫県条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。